



本件事故によって原告らが失ったものは、
原発事故前の生活そのものです。
その被害の全体像を正しく判断頂きたい。

福島原発さいたま訴訟 第10回 口頭弁論



2016年 4/13 (水)

ぜひ傍聴に来てください!

15時開廷

さいたま地裁 101号法廷
(JR浦和駅西口より徒歩10分)

*傍聴希望の方は、14:20までに地裁B棟前にお越し下さい

☞ 終了後に **報告集会**と**懇談会**を行います! 会場:埼玉総合法律事務所3階会議室(地裁より徒歩3分)

● 1月27日の第9回期日では、皆様のおかげで傍聴席がほぼ満席となりました。本当にありがとうございました。
第9回期日では、東電設計(株)が2008年4月に作成した、福島第1原発における15m超の津波高を予測した検討結果を弁護団が入手し、本裁判で証拠提出しました。「津波は予測不可能だった」と言い張る東電が提出を拒み、これまで公開されていなかった文書です。この文書をもとに原告弁護団は、震災の3年前に東電側が福島第1原発での15m超の津波と非常用電源等の水没を予測し、「津波対策は不可避」と認識していたにもかかわらず対策を怠ってきたこと。国も適切に監督権限を行使しなかったことを、厳しく追及しました。

● 政府や県の福島原発事故「収束」方針を、決して許してはなりません!
2月18日には、福島原発事故で福島県から京都市内に自主避難した家族が、仕事を失った上に精神疾患を発症したとして、東電を相手取った損害賠償請求訴訟で、京都地裁(三木昌之裁判長)は、3,000万円の支払いを東電に命じました。「自主避難者」に対する東電の賠償責任が認められた初めての判決です。3月9日には大津地裁が、高浜原発3・4号機について、関西電力に運転停止を命じる仮処分の決定を下し、25日には、四国電力が伊方原発1号機(愛媛県)を廃炉にすると発表。日本の原発をめぐる状況は確実に変わりつつあります。今回も満員の傍聴で原告を応援しましょう。ぜひ傍聴にお運びください。

福島原発さいたま訴訟を支援する会

支援する会の年会は
一口1,000円

**会員
募集中!!**

カンパも
ぜひ!



会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り感謝いたします。
お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う報告会の会場費などに使用させていただいております。
これからも支援の輪を広げるべく、頑張りたいと思いますので今後共どうぞよろしくお願いいたします

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を
明記の上、下記連絡先にお申込みください。
会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。

(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 振込先銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500
※個人情報適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト <http://fukusaishien.com/> 電子メール apply@fukusaishien.com

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592
* 北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582